

大阪市規則第56号

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則（平成25年大阪市規則第160号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） [大阪市高速電気軌道株式会社] [略] [大阪シティバス株式会社] [略]	別表第1（第2条関係） [一般財団法人大阪市文化財協会] [大阪市高速電気軌道株式会社] [同左] [大阪シティバス株式会社] [株式会社大阪港トランスポートシステム] [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。